

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3221号及び第3222号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3221号では、横浜市教育委員会が行った個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3222号では、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

(1) 「請求者本人に係る横浜市立特定小学校の横浜市小学校児童指導要録」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3221号】

(2) 「在宅援助記録票（第1号様式－1、第2号様式②継続記録票）および別添資料」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3222号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3221	令和4年4月22日	令和4年6月1日	令和4年8月28日	令和4年10月5日	個人	教育委員会
3222	令和4年11月30日	令和4年12月28日	令和5年2月21日	令和5年3月23日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3221	「請求者本人に係る横浜市立特定小学校の横浜市小学校児童指導要録」（以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報非開示 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第2号に該当 （本件本人開示請求は、未成年者本人の法定代理人によって行われるものであり、当該保有個人情報を開示することについて、本人と法定代理人の利益が相反しているため）	原処分妥当

答申 番号	対象保有個人情報 (対象行政文書)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3222	「在宅援助記録票（第1号様式－1、第2号様式②継続記録票）および別添資料」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p style="text-align: center;">個人情報一部開示</p> <p>旧条例第22条第3号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人開示請求者以外の個人の名前、続柄、連絡先、発言内容、記載内容、行動 <p>（本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）</p> <p>旧条例第22条第7号柱書に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡内容 <p>（開示することにより、区と関係機関との信頼関係の構築を阻むおそれがあり、今後の支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求人本人に対する所見や評価 <p>（開示することにより、区と本人の信頼関係の構築を阻むおそれがあり、今後の支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース概要シート、区長申立てケース検討表、ケース検討表の項目・記載内容 <p>（本市の高齢者支援の具体的な手法に係る事項であり、開示することにより今後の支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）</p>	開示範囲を 拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3221	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《横浜市小学校児童指導要録に係る事務について》</p> <p>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第24条第1項では、校長に指導要録の作成を義務付けている。また、同規則第28条第1項においても、学校において備えなければならない表簿の一つとされている。その様式は、実施機関が決定している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本人開示請求者である児童（以下「本件児童」という。）に係る横浜市立特定小学校の横浜市小学校児童指導要録である。</p> <p>指導要録には、各教科の学習の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項等が記載されている。</p> <p>イ 当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧条例第22条第2号該当性について》</p> <p>ア 当審査会が本件保有個人情報を開示することについての確認書（以下「本件確認書」と</p>

答申 番号	判断の要旨
3221	<p>いう。)を確認したところ、本件児童の直筆により、指導要録の様式に記載のある全ての項目について、審査請求人に知られたくないと回答していることが認められた。</p> <p>イ 審査請求人は、本件児童は親権者である法定代理人と利益が相反しているかどうかを適切に判断できず、本件確認書に記載された内容は真意ではない可能性が高いと主張している。</p> <p>この点について実施機関に確認したところ、本件保有個人情報、小学校での生活の記録等の本人の日常生活と密接に関わる情報であり、これは12歳の本件児童が開示・不開示の判断を十分にできる性質の情報であるとの説明があった。</p> <p>ウ 確かに指導要録には、本件児童の授業中の言動といった小学校での生活や学習の様子が具体的に記載されており、本件児童にとっては学校生活という身近な日常生活に係る内容であるといえる。そのため、本件児童が十分に判断できる情報だという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>エ これらのことから、本件保有個人情報を開示することは本件児童の意思に反することになるのみならず、本件児童が安心できる生活を害するおそれがあると認められるため、本号に該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3222	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>新条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《高齢者支援業務について》</p> <p>横浜市では、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38条）に基づき、地域における福祉サービス及び保健サービスの提供を一体的に展開するため、福祉保健センターを設置している。</p> <p>旭区福祉保健センター高齢・障害支援課では、旭区内に居住している高齢者の福祉及び支援に関する業務を担当しており、日常生活を営むにあたり支援を要する者の在宅生活、施設・入院生活等を支援するために必要な記録と情報を整理し、組織的な対応を図るために、横浜市在宅援助記録票に係る事務取扱要綱（平成31年4月制定）に基づき、在宅援助記録票を作成している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>審査請求人に係る高齢者福祉相談があった日から本件本人開示請求日までに作成した在宅援助記録票及びその添付資料である。在宅援助記録票は、(1)個人援助の記録、(2)福祉・保健サービス等の利用可否やその内容の判断、(3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の支給決定の際の、勘案事項の整理に使用される。</p> <p>在宅援助記録票は、新規対象者の記録である第1号様式及び継続支援対象者の記録である第2号様式があり、主に共通情報を記入する第1号様式-1、主に経過を記録する第2号様式②で構成されている。本件保有個人情報には、援助対象者の氏名、住所、対象者概要、世帯状況、相談歴、対応経過、実施機関の検討内容等が記録されている。</p> <p>審査請求人は別表1の対象個人情報1から17-4までについて開示を求めているため、当審査会は当該部分について見分した上で別表2のとおり非開示部分を分類し、以下検討する。</p> <p>《旧条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>非開示部分1について</p> <p>非開示部分1には審査請求人以外の氏名や実施機関が聞き取った特定個人に関する情報が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、または、他の情報と照合することにより特定の個人を識別</p>

できる情報であることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

《旧条例第22条第7号の該当性について》

ア 非開示部分2について

非開示部分2には関係機関の対応状況、所見及び支援方針並びに実施機関と関係機関との連絡内容や協議内容並びに関係機関及び実施機関職員の所属や氏名が記載されている。

このうち別表3に示す部分については、実施機関職員の所属及びその氏名に関する記述であり、開示することで関係機関との信頼を損ない業務に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。

その余の部分については、関係機関と実施機関の具体的な共有内容が記載されており、実施機関が開示を前提とせずに関係機関から情報を収集したものであるもので、開示すると関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の同種の支援において十分な協力を得られなくなるおそれがあるなど、支援業務に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

イ 非開示部分3について

非開示部分3には実施機関の所見、検討内容及び評価項目並びに対応方針が記載されている。

このうち別表3に示す部分については、様式の項目名であり、開示することで審査請求人との信頼を損ない業務に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。

その余の部分については、審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合に実施機関に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、円滑な支援が困難になるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

3222

別表1

対象個人情報	保有個人情報	対象部分
対象個人情報1	在宅援助記録票(第1号様式-1、第2号様式②継続記録票)	7頁目 R3. 6. 25 記載の非開示部分
対象個人情報2		7頁目 R3. 6. 28 記載の非開示部分
対象個人情報3		9頁目 R3. 7. 15 記載の非開示部分
対象個人情報4		9頁目 R3. 8. 10 記載の非開示部分2行目から5行目まで
対象個人情報5		10頁目 R3. 11. 29 記載の非開示部分
対象個人情報6		11頁目 R4. 6. 17 記載の非開示部分
対象個人情報7		11頁目 R4. 7. 1 記載の非開示部分
対象個人情報8		23頁目 R4. 10. 26 記載の非開示部分
対象個人情報9-1		23頁目 R4. 10. 27 記載の非開示部分1行目
対象個人情報9-2		23頁目 R4. 10. 27 記載の非開示部分2行目から14行目まで
対象個人情報9-3		23頁目 R4. 10. 27 記載の非開示部分15行目から17行目まで及び24頁目 R4. 10. 27 記載の非開示部分1行目から11行目まで

答申 番号	判断の要旨		
3222	対象個人情報 9-4	在宅援助記録票(第 1号様式-1、第2 号様式②継続記録 票)	24 頁目 R4. 10. 27 記載の非開示部分 12 行目及 び 13 行目
	対象個人情報 10-1		24 頁目 R4. 10. 28 記載の非開示部分及び 25 頁 目 R4. 10. 28 記載の非開示部分 1 行目から 11 行目まで
	対象個人情報 10-2		25 頁目 R4. 10. 28 記載の非開示部分 19 行目か ら 22 行目まで及び 26 頁目 R4. 10. 28 記載の非 開示部分
	対象個人情報 11		26 頁目 R4. 11. 1 記載の非開示部分
	対象個人情報 12		29 頁目 R4. 11. 14 記載の非開示部分
	対象個人情報 13-1		29 頁目 R4. 11. 15 記載の非開示部分及び 30 頁 目 R4. 11. 15 記載の非開示部分 1 行目から 14 行目まで
	対象個人情報 13-2		30 頁目 R4. 11. 15 記載の非開示部分 15 行目か ら 18 行目まで
	対象個人情報 14		31 頁目 R4. 11. 24 記載の非開示部分 1 行目か ら 4 行目まで
	対象個人情報 15-1		別添資料
	対象個人情報 15-2	3 頁目 「福祉・医療」 欄	
	対象個人情報 15-3	3 頁目 事務局記入欄	
	対象個人情報 16	4 頁目 「検討で出た意見」 欄	
	対象個人情報 17-1	5 頁目 「検討課題」 欄	
	対象個人情報 17-2	5 頁目 「結論」 欄	
	対象個人情報 17-3	28 頁目 「検討課題」 欄	
	対象個人情報 17-4	28 頁目 「結論」 欄	

別表 2

非開示部分	非開示の内容	非開示理由	対象個人情報
非開示部分 1	特定の個人に関する情報	旧条例第22条 第3号	対象個人情報 1、4、 8 から 10-2 まで、13- 2 及び 14
非開示部分 2	関係機関の所見・支援方針 等	旧条例第22条 第7号	対象個人情報 1、12、 13-1
非開示部分 3	区役所の所見・支援方針等	旧条例第22条 第7号	対象個人情報 1 から 3 まで、5 から 7 ま で、11、13-1、15-1 から 17-4 まで

答申番号	判断の要旨	
3222	別表 3	
	非開示部分	開示すべき部分
	非開示部分 2	在宅援助記録票（第 1 号様式－ 1、第 2 号様式②継続記録票）29 頁目対象個人情報12非開示部分 2 行目16文字目から 3 行目行末まで
	非開示部分 2	在宅援助記録票（第 1 号様式－ 1、第 2 号様式②継続記録票）29 頁目対象個人情報13- 1 非開示部分 1 行目 8 文字目から15文字目まで及び 2 行目の全て
	非開示部分 3	別添資料 2 頁目対象個人情報15- 1 非開示部分 1 行目及び 3 行目の全て
非開示部分 3	別添資料 3 頁目対象個人情報15- 3 非開示部分 1 行目の全て	
（注意） 文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数えるものとする。		

※ 答申全文については、次の URL をご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号省略）

- (2) 本人開示請求者（第20条第2項の規定により代理人が本人に代わって本人開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第30条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報

のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第4号から第6号まで省略)

- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
(アからオまで省略)

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

(第2項省略)

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881